

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）、眼の水晶体の線量限度（再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮施設、埋設施設）」

2. 日時：令和3年1月29日（金） 13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、河本安全審査官、田尻安全審査官、河原崎安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、藤原安全審査専門職、森野安全審査専門職

専門検査部門

館内主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000072.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html)

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000073.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000073.html)

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000082.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html)  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000083.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000083.html)
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000131.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000131.html)
- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000085.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000085.html)

時間	自動文字起こし結果
0:00:37	これから本規定の申請に係る概要の説明のヒアリングを開始したいと思います。第Cレコーダーで録音しますので、発言の際は所属とお名前をおっしゃってから発言をお願いします。
0:00:56	また不開示情報等発言してしまった場合なんですけれども、その場合はその不開示情報の位置を明確にした上で、そのあと訂正してください。よろしくお願いします。
0:01:11	はい。
0:01:12	はい、血糖日本原燃のハヤミでございます。それではまずMeeting押しヒアリングを始めるに当たりましては、6ヶ所側からの参加者について
0:01:25	当時説明させていただきます。
0:01:29	はい。
0:01:31	日本原燃のミゾベでございます。本日は、
0:01:36	保安規定のですね新任認可申請をさせていただきます、早速、御説明のお時間をちょうだいいたしまして誠にありがとうございます。本日申請いたしましたのは、来新規制基準対応2に関わる反映
0:01:53	フジコーが再処理と
0:01:57	廃棄物設備レース質問意見が告示変更を改正に伴います眼の水晶体の線量限度の変更ということで、そのおそれは日
0:02:12	それはよ、A4施設についてですね反映いたしましたので、今からその変更の概要についてご説明をさせていただきます。視察不最初事業部のハヤミを中心として説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。
0:02:33	はい。
0:02:36	はい、すいません。それでは日本原燃ハヤミでございます。こちらの6ヶ所からの参加者でございますけども、先ほどミゾベとそれから再処理からハヤミ、それからサカイ。
0:02:52	だめになっております。また濃縮事業部ですね濃縮事業部から
0:03:00	デマチ、それから、サカモトモチヅキが3名です。あと埋設事業部の方から
0:03:10	オオイシの1名た以上は6ヶ所の3ヶ所となっております。
0:03:21	はい、よろしければ今回本日は申請させていただきましたあの辺、
0:03:27	保安規定の変更申請の概要についてご説明をさせていただきます。
0:03:34	はい。
0:03:37	計画のタジリです。評価で必要の提出資料づくりあり平たんですけどそれは可能ですか。ちょっと今やります申し訳ございません。まず
0:03:55	これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:56	コンテンツ。
0:03:59	。
0:04:00	はい。
0:04:03	はい、こちらの画面のほうとしておりますけど、ご覧になられますでしょうか。提供先へ確認できております。はい。それではこちらのほう画面を使いながら御説明させていただきます。さっき冒頭申しましたように、本日冷凍関係が変更申請ということで、
0:04:23	それからあと、2014年1月に申請しておりました再生施設の保安規定ですね、こっちの変更申請、こちらの取り下げということで、7件の申請の方させていただきます。
0:04:37	当案件変更後経営投資
0:04:42	上の水晶体に係る変更申請、こちら側の再処理施設廃棄物管理施設、
0:04:51	確か事業の加工施設、それから埋設施設と4件となっておりますから新規制基準の適合に係る今期の変更申請が再処理施設とそれから廃棄物管理施設と2件となっております。
0:05:06	先にkA
0:05:10	だから水晶体の線量限度変更に伴う変更申請について御説明させていただきます。
0:05:17	こちらの
0:05:20	ね。
0:05:22	変更内容でございますけども、それぞれの保安規定の一部変更するということで、変更理由のほうが、
0:05:29	核燃の物質生命を西縁の事業に関する規則の規定に基づく線量限度を定める告示ですね、こちらの一部改正は平成21年4月に施行されるということでこれに伴う跨線従事者に係る
0:05:45	眼の水晶体の線量限度を変更するという。それから一番の記載の適正化を図るというものになってございます。
0:05:56	変更内容でございますけども、系統、
0:06:00	でも変更箇所といたしましてはこちらの何らかの系統別表45すいませんこちら最終施設ですけれども、別表の45の眼の水晶体の等価線量限度値の現行150mSv/年としているもの、こちらを
0:06:19	線量限度告示の変更に合わせまして、5年間で100mSv、それから、年間当たり20mSv/50ミリシーベルトという値に変更するものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:33	またの記載の適正化といたしまして、こちらのちょっと※2 ということで、づらいから運用してございますけれども1年間の経営と期間がわかるようにということで、1月1日からであるということわかるような適正化を行ってございます。
0:06:48	併せまして付則の方ですね、の改正として、所講義の変更等、それから第2ポツですね、そこにポツで記載しておりました。づき定期事業者検査化潮間事業者検査の検査の結果の記録ということで、
0:07:05	こちらの新規制すいません新検査制度に係る高齢の改正、都市が2020年4月1日以降ですねに実施したもので、該当するものがあれば、保安規定の施行前のものについての取り扱いを定めてございますけれども、
0:07:22	東光については本規定の変更してございますのでこの辺、この付則の記載が増えるということで削除いたします。
0:07:32	以上のような内容となっております。
0:07:34	こちらの変更につきましては、前廃棄物管理施設ですね。
0:07:42	それから平成を
0:07:45	加工施設、ウラン濃縮工場からの埋設施設と富
0:07:53	等の記載となっております。
0:07:57	一応コサクです。はい。
0:07:59	すみません、ちょっと余りにもおかしいので、ちょっとコメントさせてもらえればと思うんですけど、不足というのは、それぞれの施行に合わせて変更するものじゃないと思うんですけど。
0:08:17	前回の変更の付則には残っておかなきゃいけないので、
0:08:27	その辺りを何で変更で出されたんです。
0:08:32	もう少し確保おっしゃったのかもしれないんですけど。
0:08:36	手続き上は変更ではなくて、これは今回の変更での
0:08:41	ということで、我々の
0:08:44	法律とかですね、補足とかのプリント
0:08:49	発行物を見てもらってもですね不足は何年目的とかっていうのはずっと礫層、
0:08:58	はい、その辺りを改めて
0:09:01	いただきたいと。
0:09:03	はい。
0:09:04	承知いたしましたすいません今まではちょっとこういう変更的な形で取り扱っていたところがございますけれども、ご指摘の通り不足は本変更申請に対してする不足という位置付けになるかと思っておりますので、その改めさせていただきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	はい。よろしければ、続きまして新規規制基準の適合に係る保安規定の変更になります。
0:09:36	こちらの再処理施設の保安規定の辺テイツー規制基準適合に係る保安規定の変更でございます。
0:09:44	変更理由につきましては経営削減について例は2年7月29日に認可された事業変更許可申請書を踏まえて、新規規制基準への適合の対応を反映するものとなっております。
0:10:01	新規規制基準への対応範囲については、二段階の変更計画してございます。今回は工事等が必要な設備による対応要しない運営について反映をするものです。
0:10:12	なお設備対応のめどが立った時点で設備対応が必要な事項等反映する、第2回以降の変更申請の方実施したいと考えてございます。
0:10:22	以下が今回の保安規定の変更において、今、
0:10:27	追加をする事故になってございます。一つ目が火災発生時の体制の整備、課題が発生した場合における最終施設の保全のための活動を行う体制の整備を追加するとともに、その実施基準として、添付1、
0:10:42	に火災溢水、加力薬品漏えいが火山影響等及び支援災害発生時の対応並びに火山活動モニタリング等にかかる実施基準、こちらを追加するということでございます。
0:10:57	当資料(2)が溢水及び化学薬品の発生時の体制の整備が追加です。
0:11:03	最終施設内において溢水が発生した場合及び化学薬品の漏えいが発生した場合における最終施設の保全のための活動を行う体制の整備を追加することで実施基準については先ほどの添付1という、その中に実施基準のほう追加してございます。
0:11:22	当用(3)として火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加です。
0:11:28	巨大噴火の可能性が十分に小さいことを継続的に確認することが目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備を追加すると。
0:11:39	実質の実施基準を添付1のほうに追加しております。
0:11:44	いう国連が火山影響等に
0:11:48	当及び恒設発生時の体制の整備です。
0:11:52	火山現象による閉と影響が発生する場合、また別途発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備を追加するとともに、その実施基準を添付1のほうに追加してございます。
0:12:08	横方向、その他自然災害発生時の体制の整備の追加です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	再処理施設内において、その他自然災害が発生した場合における変再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備を追加するとともに、認識の添付1のほうに追加するという。
0:12:27	それから塗料かっこよくか誤操作防止の措置の追加措置実施者追加です。
0:12:33	そうした上一般事項として、できるだけ水質において誤操作を防止するための措置を講じる旨を追加しております。
0:12:41	横並びで最初施設で扱う、使用済み燃料の冷却期間に係るにおきまして以下です。
0:12:49	使用済み燃料の受け入れ時せん断時において考慮する冷却期間を変更するものです。
0:12:55	また、単成て補正をし、
0:12:57	性廃棄物及び放射性気体廃棄物及び放射性気体廃棄物を放出管理目標値を変更します。
0:13:06	旅客8月安全避難通路等に係る措置の追加です。
0:13:11	安全避難通路等を逸郎整備し経営避難用及びえと作業用照明並びに可搬型照明の配備を追加するものです。
0:13:22	はい。塗料(9)で通信連絡に関わる手順の整備の追加です。
0:13:29	設計基準事故が発生した場合に用いる通信連絡に用いる操作に関する手順並びに、専用通信回線及びデータ転送のトラブル時に対応する対応に関する手順の整備を追加します。
0:13:45	やっぱ個々10が安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化です。
0:13:53	安全上重要な施設と同等の信頼性富士する施設の追加に伴い、当該施設に係るインターロックを保安上特に管理を必要とする設備として管理をするということで、その関連するところの箇所の記載の適正化を行っております。
0:14:10	表(11)で第1条間いて発電機及び第2条事例の発電機を中に連続運転させるための燃料の配備暦えと供給し団体供給手順の整備の追加です。
0:14:23	第1非常にレア8000機及び第2非常用ディーゼル発電機は7.6ーさせるための燃料の配備等の記載を追加してございます。
0:14:35	両(12)が一層開放県知事の措置の経過で最終施設の法理で外部電源系に移送開放検知した場合における故障箇所の隔離または電源切替の実施を追加しております。
0:14:51	横13で各管理区域へと乳井入口付近への線量率等の表示が追加です。
0:15:00	管理区域線量当量等を管理区域の線量当量率等を管理区域入口付近表示することを追加をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:09	その他記載の適正化といたしまして条件変更に伴い提唱番号長官御決定と項番号、
0:15:16	午後の変更、それからまたその他へと記載の適正化のほうを行ってごさいます。
0:15:32	具体的な変更箇所ですけれども、こちらの新旧対照表の1で説明いたします。時ませなど職務につきましては、系統、
0:15:43	新たに追加する火災防護とそれから自然災害等そういったものに対する計画の策定すね整備経営等体制の整備を行う、その系統役割分担が明確にするということで、誰がどの程度活動を行うかということをお職のほうに追加してごさいます。
0:16:03	それから、安全委員会最終施設の安全委員会の審議事項、構成等々につきましては、公会新たに整備をする火災発生時の最終施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画、そういったものについての
0:16:22	審議対象とすることをテーマにしてごさいます。
0:16:29	それから、低等対処施設の操作です、こちらにおきまして、当期をねますように、
0:16:37	各職位はA安全機能を有する施設の
0:16:42	誤操作防止するための措置を講じるという旨を追加してごさいます誤操作防止設備化しております。
0:16:49	いや記載の適正化ということで表現をちょっと見直してごさいます。
0:16:57	それから29条の2-2です、こちらのほうから経営等、各活動です、こちらの各事象に対する施設の保全を行うための検討体制の整備について規定してごさいます。
0:17:11	第29条の2-2では経営等火災発生時における通さ施設の保全のための体制の整備について、
0:17:20	低下してごさいます。
0:17:21	こちらそういった活動を行うための計画を策定をするということで記録につきましては、添付1に示す、この実施基準です、にした場合作成をすること。
0:17:33	できるだけ定める事項として、保全のための必要な要員の配置、第2子ほんとに法で系統要因に関する教育訓練、第3号で資機材の配備から4号で等可燃物の適切な管理といったことを明らかに策定するということにしてごさいます。
0:17:54	こちらの計画の承認手続きと管理につきまして鋭意第2項以降に賠教育と計画を事業部長が承認する前に安全委員会に諮問すること。
0:18:12	各職位が期待を計画に基づき、その活動をすることが第4項に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:21	活動の結果を取りまとめて別途評価を行う。今事業部長に報告をするって事業部ぐらい方向で事業部長は必要な改善をここの
0:18:33	結構措置を講じ必要な改善、改善が必要であれば措置を講じるという旨を規定しております。
0:18:38	ここにつきましては、火災の影響により、排出のほうは、保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ系統定めた
0:18:50	取れてない箇所になく行い協議を行って処理の運転等について意見等検討協議をするという必要社長講じるという旨を記載してございます。
0:19:03	第 29 条の 3 につきましては、いっす今まで化学薬品の漏えい時の体制の整備になってございます。
0:19:12	構成ですね、これは記載の構成につきましては、クサリ機器への火災の方とか火災鋭意火災発生時の対応等へと同じような形にしてございます。
0:19:24	と。
0:19:25	それから、低と 29 表面が火山活動モニタリング等の体制の整備になってございます。
0:19:33	こちら巨大噴火の可能性が十分小さいん。
0:19:37	ことも踏まえて、継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備を
0:19:45	それと、三番目の計画の策定を規定してございます。
0:19:51	当県国は、と同じく溶けて添付 1 に示す実施基準にしたサカイの事故を反映するということで、
0:20:02	第 1 号は火山活動の補填のための活動を行うために必要な要員の配置。ただ 25 でその要員に対する教育訓練を実施を規定してございます。
0:20:12	第 2 項以降につきましては経営その計画の策定それから評価から改善といったものを規定してございます。
0:20:24	時から第 5 区が経営このモニタリングの結果ですね、2 位と加速度データに変化があった場合については経営と。
0:20:33	その結果を事業部長へ報告し、系統としてません技術本部長へ報告し、技術本部長から社長へ報告すると、第 6 項で社長がその報告を受けて対処が必要と判断した場合は事業部長にその対処について指示を行うと。
0:20:50	第 7 項で、
0:20:53	社長からの指示を受け、最終施設も提出とそういった対応を行うかというのを決めてとかは鍵の対象を行うということを規定してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	第 29 条のほうは火山提供等発生時の体制の整備ということで、こちらの後配といったものがあつた場合についての期待をするための体制の整備について規定してございます。
0:21:19	訂する項目ですね、内容につきましては、火災のことと同様としてございます。
0:21:29	19 条の多くは相場自然災害の体制の整備ということで、こちらも
0:21:34	はい。
0:21:36	と記載の程度モニターの校正につきましては、他の契約等の措置としてございます。
0:21:44	あと、
0:21:46	変更前の 30 条で地震と火山まで発生時の措置と回収というのを規定してございましたけれども、こちらの方にkAと規定しております。
0:21:59	火災発生時の対応それからその他支援災害、そういったものの中で、当方が考えに移行するというので、こちらの 37 は削除してございます。
0:22:12	だから、
0:22:15	ただ、
0:22:17	32 条 1 項が系統を保安上特に管理棟、
0:22:22	安全上重要な施設と同等の管理をするという設備を今回新たに追加することに伴う変更となっております。
0:22:31	保安上特に管理を必要と
0:22:34	以上回答ですね、安全安重だけに限らないので方案沿い、
0:22:39	特に管理を必要とするインターのことという表現に修正をしてございます。
0:22:45	具体的にはちょっとすみません、後程、
0:22:49	今日の方で謄本お話をします。
0:22:53	それから 34 条は、非常用所内電源系統 2 系統中の燃料の配備、それからいっそう開放。
0:23:03	発生判断した場合の措置を計画してございます。
0:23:10	第 1 号で警報水素会報告書、原案により検知した場合は、大気側の経営陣変電机上生き方ことを確認をすると。
0:23:21	これは負荷の異常警報等により総会の検知した場合は手動で純利益を切り替えることと、第 3 号で大気側の純利益きかない場合は新聞見て、切り換えをする、或いは帯磁率 8009 みたいに、
0:23:38	議場へと移動発電機を起動といったことを規定しております。
0:23:47	第 40 条のせん断というか行う施設免除のところに定員
0:23:53	契約期間ですね、こちらのせん断行うまでの洞道冷却期間を、これまで 4 年としておりまして経営許可に合わせて 15 年に変更してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:07	から作業管理こちらの系統新規性とかその他記載の適正化の範囲ですけれども、作業管理に係る計画の運用の適正化ということで、この
0:24:20	ここ。
0:24:22	参考で核燃料取扱主任者に報告等を行う予定と範囲について、従来系統すいません改造分としていたものを新增設等も含まれるように、第 1 条 77 ポツ 3 の適用の対象となりました工事と。
0:24:40	いうことで規定して修正してございます。
0:24:43	それに伴って、第 5 項の時表現を見直してございます。
0:24:52	それから等、
0:24:56	まず、形状は、当検討の番号の 2 社の長期へと前回の保安規定の変更で新たに追加しましたの特徴既設管理方針を添付していくとしてもらいましたけれども、今回新たに実施基準のほう添付 1 にしてこちらのほうが持ち上げて添付になってございます。
0:25:20	それから、こちら安全上重要な施設に
0:25:25	と同等の管理を行う施設設備の無料に問うという形で追加をしてございます。
0:25:34	それから 101 条は、線量当量等の測定で、こちらに経営管理区域におけるKとかC母線に係る線量当量率、そういったものの管理区域入口付近への表示について追加してございます。
0:25:51	それから、
0:25:52	111 条の 2 棟 3 は、新規追加になってございましてこちらに上がっていて、通信連絡設備の整備ということで経営と通信連絡設備のかかる手順の策定、それから、111 条の 3 に、安全避難通路等として下手安全避難通路の整備に係る照明等の配備といったこと。
0:26:14	新たに規定してございます。
0:26:19	血糖べ。
0:26:22	両方ですけども、背斜の別表 2 と別表 3 変更につきましては、込ま誤記訂正ということで、ちょっと説明はもうの変更が反映されておられませんでしたらそこへと反映したものでございます。
0:26:41	こちらは初期消火に係る設備等につきましても、その火災に係る対応の中で今配備する資機材の一部と位置づけるということで、
0:26:55	その火災の計画が 294 号にのみとなりましたので、そちらのほうに紐付けを行ってございます。
0:27:04	こちらが閉等安全上重要な施設、
0:27:08	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:10	すいません。安全上重要な施設と同等の管理を信頼性を確保する設備を追加したことに伴う変更で1発で桁安全上重要な設備とその
0:27:22	安全機能という形で整理をさせていただきます。
0:27:26	こちらの従来の表に、それからの事業変更許可の中で一部
0:27:33	設備対応とかね、分類の整理が行われておりますので、こちらのほうを反映させていただきます。
0:27:47	低血糖
0:27:49	ずっと閉と事業許可に合わせて変更を行ったものでございますかスポーツで安全上重要な施設等と同等の信頼性を確保する設備ということで、こちらで該当するものです。
0:28:04	記載するという形にさせていただきます。ちょっとこれ名定検に定めるインターロック等という形にさせていただきます。
0:28:11	抵当
0:28:13	同じように決定を安全上重要な施設と、
0:28:18	現状開かないインターロック等の運用ですね。
0:28:23	について当規定しております別添9におきましても同じような変更を行ってございます。
0:28:29	すみません。
0:28:36	はい。
0:28:44	ございますね。すいませんへと同じくA棟に凸で現状の施設と同等の信頼性を確保維持するインターロック等ということで、従来、
0:28:57	ちょっと上の表ですね、この中に系統増えているものをこちらのほうに分けるという形にさせていただきます。
0:29:06	それから別表29条の2は、凍土壁機関変更の反映です。これまで最終施設にKまでの期間を1年以上としていたものを
0:29:17	変更ではCAPE冷却期間4年以上って、あとその帳票量に応じた提供機関の管理を行うということを追加させていただきます。
0:29:30	ただ、別表39につきましては、当放出管理目標値の変更ということでこちらの事業許可の値に合わせて当管理目標値のほうを見直してございます安全研究。
0:29:46	すみません、39は不動産事業が定期的と廃棄物42が、同じく気体廃棄物となっております。
0:29:56	ただ、
0:30:00	35万、20ページ以降に系統。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:05	実施基準ということでそれぞれ体制の整備の計画の中で規定すべき事項について、こちらのほうで定めてございます。
0:30:15	1 ポツで、火災、
0:30:17	それから、
0:30:22	すみません、ちょっと
0:30:24	火災については要員の配置についての要求事項、それから、1 ポツ2 で教育訓練で実施すべき事項としての容器、
0:30:33	それから定期来さんでは資機材の配備、計
0:30:40	こちらで手順書の整備、
0:30:45	そういったことを規定していく方が定期的な評価と
0:30:52	以前誤信かかる措置について規定しております。
0:30:55	一つ溢水から同様に3 ポチ赤粋薬品漏えいした4 ぽつからは火山活動モニタリングと。
0:31:05	僕杖とこで家財教育及び恒設発生時、
0:31:12	そこで地震と、
0:31:14	いう形で規定してございます。あとは、
0:31:19	長期施設管理方針につきましては添付2 のほうにもう変更するという事です。こちらのちょっと記載の適正化というこき訂正ということで、保守管理項目としてありますけども施設管理という表現を使っておりますのでこちらのほうに変更すると。
0:31:37	いうことで変更を行ってございます。
0:31:41	それから今回参考といたしまして、今回新規性基準適合の保安規定変更につきましては、10 許可の低運用のほうで担保していくべき事項のうち、一部を今回申請をするということです。ます。
0:31:59	こちらのほうで全体としてどういった要求事項があって、別にその中で今回変更基数したものは何かと。
0:32:09	これについては、系統、どういうふうに変更していくかということをごちらの反映して事業成立範囲事項の整理という形で整理をしてございます。
0:32:21	事業許可の要求事項、それから、新生児期からその内容をですね、について、こちらのほうにまとめてございます。こちら参考のほうでつけております。ちょっと詳細については割愛させていただきます。
0:32:37	来ましていた廃棄物管理施設の保安規定の変更申請、新規性基準適合に係る保安規定変更申請にあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:45	対応等は、系統最終とほぼ同じになってますって項目めえと若干違うということで変更する項目につきましては、事業許可の中で約束をしている火災発生時の体制も整備からと火山活動のモニタリング等の体制整備の追加。
0:33:04	伊藤火山影響等発生時の体制の整備の追加。
0:33:08	出そうと支援災害発生時の体制の整備を追加安全避難通路等の措置推進連絡設備に係る基準の整備の追加。
0:33:17	上期経営入口付近での線量当量率等の表示な成果が当病院や認識できる場所でも、
0:33:29	抗生物質の濃度等の表示の追加。
0:33:32	そうそう開催と記載の適正化というふうになってございます。
0:33:38	どうぞ。
0:33:39	このレッドのところはちょっと省略鉄塔すいません割愛をさせていただきます職務については、来再生と同じように、
0:33:49	計画の策定等の役割を明確にするということで追加してございます。
0:33:54	結局火災防護ですねえ等を追加するに伴いまして、片方の計画を策定する責任者である防災管理部長、それから統合防災業務課長等業者施設課長、こういった
0:34:10	3部署につきましては、今回公務組織として新たに追加してございます。
0:34:16	当庁管理委員会の審議事項につきましては、最初と同じように計画を審議対象とすることによって以下行ってございます。
0:34:28	ただ、12条の3からは火災発生時の体制の整備ということで、こちらの最初施設と同様にそれぞれ計画の策定。
0:34:38	それからpcmの運用といったことを
0:34:42	記載してございます。14条みんな加算活動のモニタリング等の体制の整備、
0:34:48	から15市二町の後には、火山影響等発生時の体制の整備四条一6はその他ですね。対外発生時の体制の整備となってございます。
0:35:02	から53条につきましては、定数等をやすくお答えの経理計画の最後のもこちらの系統事業許可との整合を図って今回削除させていただきたいと思ます。
0:35:17	作業管理につきましてときましてはと読むのには選挙資料ご覧の状態をする場合について、清掃を監視設備を使ったしょうがな説明に給電保管するための措置を追加することということで、
0:35:32	管理のほうに追加してございます。
0:35:37	31条は、
0:35:44	測定結果の線量等じゃん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:48	と濃度限度と線量等の測定結果の表示
0:35:52	それから41条が線量当量等の評価欠陥を表示、
0:35:58	これは49条の通信連絡手順の整備40Kはまさに安全避難通路等を追加するということにさせていただきます。
0:36:10	体制につきましては差し引き先ほど申しましたように、防災管理部長等を大幅に本部組織のほうに追加させていただきます。
0:36:21	それから係数等、
0:36:28	厳守点検等の監視ということで、
0:36:35	有価とか化学物質の漏えいの影響が制御室の有無恐れがある場合は施設の監視に係る資機材の確保、人縦軸のほうに追加させていただきます。
0:36:49	だから当初評価については窃盗今回経営等、
0:36:56	最終と同様に低下をして
0:36:59	追加させていただきます。
0:37:01	あと天変地異につきましては経営実施基準ということで、最終施設と同様に火災
0:37:09	それから経営等、
0:37:15	火山活動モニタリング等から火山影響発生時、
0:37:21	それからネット自身、
0:37:23	いう形でそれぞれ計画時に発表において考慮すべき事項を追記と記載させていただきます。
0:37:31	添付2につきましては最終的に同じようにランドについてと記載の適正化と直接関連用紙の表現の記載の適正化を行ってさせていただきます。
0:37:42	廃棄物管理施設につきましても、最終と同様に、系統全体ですね
0:37:48	教育課程の運用で担保するといったものの全体像それを得する時期について整理をしたものとしてつけてさせていただきます。
0:38:00	変更の内容につきましては以上となっております。
0:38:06	セイヒョーのタジリです。中身入る前にちょっと一遍確認したいんですけどそちら仲間白金補助が結構あったと思うんですけど、なんか安重施設が何か送るだけないがしたんですけど、それで発言をちょっと非公開両方言わないように拒否でいただきたいんですけど、ある意味での今まで公表できない医療法という仮定的な
0:38:26	東京都市これのりことはないっていう精査されているということですか。はい、検討の範囲につきましてはこれまでも保安規定でマスクングをさせていただいたところと同じ範囲の系統を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	平成調査事例とこれまでの保安規定の話ではこれまでの許可とかで出して許可で出てきた保安切り出してないとかそういうことにはなっていないかと言いましたつもりだったんですが、
0:38:56	ちょっとすみません、そこはすみませんもさせてください。
0:39:00	規制庁の田尻ですまちイメージに関してはこないだの切り換え請願ある程度責任を持って管理しながらやっていくような話を聞いているので、しっかりと管理しております。
0:39:11	はい、カメイの伴でございます承知いたしました。
0:39:15	中身の議論系はカバーしてきておられる方もおられました。
0:39:26	規制庁の古作です。二段階でやられるということなんですけど。
0:39:32	発災火山、
0:39:35	もろもろの表の対応についても、
0:39:39	いうことでちょっとざっと流したのももらったのかもしれないんですが、
0:39:46	竜巻とかもろもろ全部入って、
0:39:52	はい、日本原燃のハヤミでございます。竜巻につきましては、今回の系統機器の変更のほうには含めてございません。
0:40:02	そちらの
0:40:06	同じ防護設備、今後設置するものであること、それから、今後の工事等を示して安全性向上対策。
0:40:18	早く生徒早期実施主体の変更させていただいても状態をつくり出していることを優先するというので今回竜巻については検討してございません。
0:40:29	それから、それと重大事故等につきましても別途対処に設備等が必要ということで今回の変更の中には別途追加をしていないということでございます。
0:40:42	規制庁コサクです。そういったところの外なんかを考え方ということでいただければということだったんですけど、重大事故はわかるが、
0:40:53	今議会は変わって、
0:40:59	今までの範囲でございます。すみません、ちょっと説明が不足しました火災防護等につきましても、
0:41:08	今後系統火災区域火災区域側河川屈曲等につきましては、設工認の中で、ちょっと明確にされていくものということで、規制とそういった別途申請を踏まえて、本規程も規程等に基づいて管理をしていくということで考えてございます。
0:41:27	外部火災でいるという方につきましては言語整備中ですので、ついたものについては、今回の変更の中身を含めてございます。
0:41:41	規制庁コサクです。そういったところのですね、岩系の考え方は結構魅力はわかるようになっている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:50	はい。
0:41:55	はい。
0:41:58	参考も最後にですね
0:42:02	こちらの廃棄物ですけども、事業。
0:42:07	許可基準の条項ごとにどういうことを事業指定変更許可の中で等により担保するということを規定して記載したかというようなとめておりますので、その中で火災であれば損金歩道の
0:42:24	あと、
0:42:26	はい。
0:42:32	これ、
0:42:35	ちょっと、
0:42:47	はい。
0:42:53	火災区域か、
0:43:02	そうですね。
0:43:07	水素濃度ませんちょっとんやったら、
0:43:12	ごめんなさい。
0:43:15	こちらはちょっと設備になりますけれども、水素漏えい検知器、
0:43:19	原因による
0:43:22	幹事といったことにつきましては、それについては今後設置されるということで、そちらを踏まえて行うということで記載をさせていただきます。
0:43:33	やっぱり形で今回話したものについては、それぞれ
0:43:38	東急とのデイトンクベキ事項ごとに整理をして記載をさせていただきます。
0:43:52	規制庁コサクにするこれにある竜巻も同じように当係
0:43:59	ハヤミでございます。はい、結構、同じく表が入っております。
0:44:04	はい、わかりました。ではおって、そういう役に立ってもらえればと思いますけれども、
0:44:12	になってるのは、
0:44:15	特に、
0:44:17	サカイのようにですね、訂正はしてるんだけど、部分的に、
0:44:22	じゃあ、
0:44:23	それから重要なものについて、一定の体制として、また入るなんて言ったって というような
0:44:31	いっぱいなって、そういったところも含めてですね、どういうふうになるかなって いう報告したいと思って。
0:44:43	もう1点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	違う話にちょっと今の内容になったという状況の中で、再処理のっていうかです ね。
0:44:53	ガラス固化の収集と書かれてたんですけど。
0:44:58	一方でせん断の停止とか、
0:45:01	僕が書いてある状況。
0:45:05	この要望はどういう整理
0:45:10	よくわからない。
0:45:11	。
0:45:13	ちょっと日本版のハヤミでございます。
0:45:17	ですね、系統その再処理の検出というときにはですね、いわゆる主人用再処 理する活動のせん断から、それから
0:45:28	抽出工程における分離からの多少そういったものをすべて含んだからとか、ス プライト製品をつくるまでの活動を含んだ記載としてございます。
0:45:38	そこらにつきましてはいわゆるまず直接最終というわけではないので、廃棄物 廃液の処理廃棄物の処理の一環と一部ということでそこに含めないでバラスト かという協議さの開発とか、
0:45:55	という表現をしてございます。で、部分的にですね設備の機能等ですね、そう いったものが喪失した場合に書類を提出するということを記載してございま すけども、基本的っていうかねその恐れが海面する設備等だけで限定される場 合については、
0:46:13	使用済み燃料の再処理カートせん断停止するといった形で記載をしてござい ます。
0:46:21	規制庁の古作です。
0:46:25	これがこういう提起はされて、
0:46:28	定義を別途規定上の記載はございません。
0:46:36	直接それは提起してないとですね、非常に今委員なんかだと思いますし、特に
0:46:45	許可以降は出ると。
0:46:48	もうせん断を止めるっていうことが予定などの不安定
0:46:55	ものを発生させないという重要で、
0:46:59	というような話もあるので、その扱いを整理していただきたいということで、
0:47:06	先ほどの説明でもあったんですけど、今ここはタイトルで、
0:47:12	それで書いてあるのは、
0:47:14	前段からということが書いてあって、
0:47:18	はい。
0:47:19	今の説明のポイントになってるのかなっていうかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:25	そうですね。
0:47:28	これは何が除かれていない。
0:47:37	こちらがために、逆に処理を進めるということに記載しております。前は、
0:47:45	例えばかさ改善火災等の影響が最終施設において提供ホストについては、それを提出することで、影響緩和を図るということを目的にしております。
0:47:57	これはモニタリングの結果ですねそれが去年噴火等に繋がる恐れがある場合については、できるだけその説明にある核燃料物質等安定な状態にして、或いは場合によって移動可能な状態にするということで、
0:48:14	この処理を進めるということで記載をしております。ちょっと表現として、再処理を行うというふうにまとめてしまってもよかったかもしれませんが、ちょっと別途事業許可の記載が先行するあたってその記載を採用しております。
0:48:32	直角です。こう言ってもせん断新たな検討をしませんよっていうことができます。すいません。はい、それでは、
0:48:40	では、
0:48:45	今の御説明で言えば、場合のほうの対する比という言葉の中にせん断
0:48:50	ないということも含まれると。
0:48:52	ということが明確に乗っていけばいいかなと。
0:48:56	すみません、ちょっと説明が間違っておりましてあげないんですか、せん断はやらなくて、後配適応できるだけ減らすということで処理を行うということですので、その書き分けているということに
0:49:13	規制庁コサクです。あと1点インタロック表の中で、
0:49:17	門別設定されたものを削除するっていうものがあつたと。
0:49:23	これはどういう趣旨、
0:49:31	はい。
0:49:36	こちらですかね。はい。
0:49:38	すみません。こちらは平成等しません。これを表ですね、すみません日本芸能ハヤミでございます。
0:49:45	こちらは系統。
0:49:49	2ポツの表に経営と安全上重要な施設と同等の信頼性を確保するインターロックというので。こちらに分けて記載をしております。
0:50:00	いや、この一つの表、
0:50:02	この中に、
0:50:05	そちらの三条と四条の施設として入っていたものを系統的に一つの表に移動させたというもので、ちょっと対象がここで記載されてませんのであれなんです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けど。そうですかね。管理を消してしまったというわけではなくてこの表の整理をしたとして、
0:50:21	1 ポツの表を安重じゃなくなったものは除いて、2 ポツのほうに移動させたという形になってございます。
0:50:31	規制庁コサクです。今プロジェクトからの
0:50:38	基本的には、ページだっていうだけであって、はい。
0:50:42	管理から外れるものがあるわけではない。
0:50:46	はい、日本原燃のハヤミでございます。この安全上重要施設と同等の信頼性を維持するインターロック等につきましては、基本的には 30 と同じ管理を行うということで、この従来 37 平米記載しておりましたような経緯、
0:51:03	承知して経営等、
0:51:06	機能喪失した場合の処置等については同様に行う形で別途規定をしてございます。
0:51:13	手帳コサクです。
0:51:16	関係をされている状況わかったんですけど、分けるという点なん。
0:51:25	4 件目のハヤミです。ちょっと位置付けを明確にしたいということで分けたものになります。
0:51:35	規制庁コサクです。位置付けを明確に旧だけであれば、周期がかなり
0:51:40	くればいだけであって、
0:51:43	分けるということは分ける。
0:51:46	要する管理次第っていうかあるんじゃないかなと思った。
0:51:52	ですね。はい。
0:51:54	でない、わざわざ二つの表を見比べなきゃいけない。
0:52:02	ちょっと、
0:52:06	特に、
0:52:07	そういうものはなくて、ただ、
0:52:10	はい。
0:52:12	値上げの範囲です。はい、特段の何か違いはあるような系統記載をしているわけではないというの改正内容になってございます。
0:52:26	規制庁コサクです。ちょっと対応として違和感があります。今後議論させていただければ。
0:52:34	それからサカイというのは、
0:52:40	はい、ハヤミです承知いたしました。
0:52:47	生協のタジリ徹底を会員とかありますか。
0:52:53	請求イノマタですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:57	今のコサクの話と関連するんですが、今回の主蒸気対応っていうこうした部分の抽出の該当部分というのが、というものを御説明だと思う。
0:53:12	あるような感じがして、
0:53:15	こちらは同じなんですが、ページで御説明していただきたいなということが、
0:53:27	やめなハヤミでございます。はい、共通新規性基準対応以外で説明したところについて、今そういった目的理由です。あれですかね、改正の系統適切性、そういったことについては別途説明させていただきたいと思います。
0:53:45	全長イノマタ後は今回修正しよう。
0:53:50	概要ということで申請内容になります。いただいたと思うけども。
0:53:56	今後具体的な評価というよりは若干居住性評価の状況との関係であったりとか、あとその工務店就職基準関係で、こういったその整合性のですね、説明を
0:54:13	THAIと思いますので、資料の準備をお願いしたいと。
0:54:22	凡例の範囲でございます。はい、系統間の規定の認可の容器であります事業協会と整合しているとそれから審査基準の適用性、そういったものについては別途説明資料のほう準備して御説明をさせていただきたいと思います。
0:54:41	はい、石油イノマタっていう説明いただけるということになったということで了解しましたが、補助給水 90 なんですけれども、今鉄塔
0:54:57	防火できる施行に先生が今全く期待して、
0:55:04	休館っていう
0:55:08	というような形では含まれているんですけれども、これに方案に関しての
0:55:17	ヒアリングのっていう、こういったものについて、施行に先生との関係で一つのか。
0:55:26	ダムの整備をしていただきたい。
0:55:33	原電のハヤミでございます。
0:55:37	はい。今後の本規定変更申請に係る
0:55:42	ヒアリングでたところとといった項目を説明していくかということについて提示をさせていただきたいと思います。
0:55:51	イノマタとるという、よろしく申し上げます。
0:55:59	規制庁、古作です。
0:56:01	今の設定の関係もないですけど、9月に認可した制度一方に伴っての一方の主体にお話して対応いただいた。
0:56:14	評価っていうかですねっていうか、
0:56:19	対応について、
0:56:21	今回の新基準対応も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:24	特に再処理と廃棄物管理同じ事業部内だっていうこともあり、
0:56:30	同じ体制のもとでやるんじゃないかなと。
0:56:33	どうぞ。
0:56:34	その辺りはどういうふうに行われている。今後、補足説明になっているという。
0:56:40	余震などありました。
0:56:47	日本原燃のハヤミでございます。すいません。ちょっと今の質問の趣旨を確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。事業部間の連携と言われるの。
0:56:59	ですから今回それぞれにそこがちょっとコサクです。事業部間以上か。
0:57:08	はい。
0:57:08	はい。すいません失礼いたしました悩みでございます。事業間でのせよという形で今回最初施設と廃棄物管理施設について、新規制基準適合に向けた本規定の変更申請させていただいております、
0:57:25	それでは火災ですとか、それから火山モニタリングそういったものを追加してございますけども、そういったものが事業期間でどういうふうに行っていくかという、そういった趣旨でございますのでよろしくとでしょうか。
0:57:41	規制庁の古作です。どうやって運用するかもそうなんですけど、それに応じて保安規定の記載は同じようにしているかというところが違う。
0:57:52	そういった展開。
0:57:57	はい、説明は以上でございます。事業化についてちょっとやすかつ協議会の部分についてご説明させていただきます。
0:58:35	規制庁コサクです。
0:58:37	カッコ2 忘れてしまったんですけど、こちらの先天的構造のほうの
0:58:45	6 っていうのはあります。
0:59:14	はい、ありがとうございます。
0:59:20	この先生の不足なんですよと思うかと。
0:59:26	これの中で、
0:59:28	はい。
0:59:29	。
0:59:35	日本原燃の配備でございます。当交付、
0:59:40	今回のこの新規制基準適合に係るコンペの変更申請において、すいません、特段のちょっと直接関わるようなものがないというふうに認識してございました。
0:59:56	はい、一応コサクです。その意味では
1:00:01	協議だけが
1:00:03	あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:05	なんでーハヤミでございます。はい、そう考えてございます。
1:00:10	はい。
1:00:46	提供タジリSAとその他、テレビ会議参加しているって言うても職員で何かありました。
1:01:00	カワモトですがも特にございません。
1:01:09	エラーの検査グループ含めて特にこちらコメントないので、結局資料もちよつと読んでみないというところもありますので、聞いてからになると思って今日のほかにコメントだけでは現況の振り返りを行ってもらおうかと思うんですけど他は大丈夫ですか。
1:01:34	旧イノマタ振替に説明をお願いいたします。
1:01:42	規制庁帯磁率原燃から今日指摘を受けてどう対応していくかとスケジュール感含めて御説明いただけるようお願いいたします。
1:01:51	はい。
1:01:54	はい。日本原燃のハヤミでございます。それは本日いただきましたコメントといえますか対応すべき事項といたしましては、新規制基準の適合の申請と保安規定につきまして、今回部分的に反映をしております。その反映するものについての
1:02:14	届いた考えで、今回反映するか、廃止なものがどういうものかということの説明だと名糖運輸的にチェック適用するっていうかね反映することでやって運用上のその妥当性を説明をすること。
1:02:31	一つ。
1:02:33	それから、
1:02:35	事業許可、それから許可との整合性データ審査基準への適合性についての説明を行うこと。
1:02:44	それから例えば事業化の全景ですね体裁処理、廃棄物管理施設について、そのテープ連携の規定の書き方、こういうふうに書いて
1:02:57	どういうふうな手配同じ姿勢で違っているか、そういった点を整理して説明をすること。
1:03:04	あと今後の提出とヒアリングですね行うにあたってのスケジュールですね、提示をすること。
1:03:17	それから、
1:03:19	新規制基準以外で追加して変更している事項について、その系統理由を持ってきてたものについて説明すること。
1:03:29	というふうに認識してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:33	弊社のタジリGSRごとにしたまの話をすぐ回答できるもちろんホームページアップの関係があるのでやってだけになったら確定で、そういう認識でいくんですけど大丈夫ですか。
1:03:47	はい。今スケジュールにつきましては、科医それをお願いをしたいんですけども。
1:03:54	影響されて見学者は内圧で適当に回っているとあと、先ほど言ったスケジュールの話とかがまずいつごろ示せるかとかっていうかかりました。
1:04:04	或いは、次のヒアリング日経とかデータとかあればなんですけど。
1:04:10	はい。今までのハヤミでございます。抵当ちょっとまたすみませんスケジュールと、またすみません、明確に作成ができていませんので、
1:04:23	来週には一応抵当サカイの引き続いた人数が必要かと思っております。
1:04:31	セイヒョータジリです。今回の申請表だけでメーリングする場合はさらに実際どうこうないと思うんですけど、別途新たな資料ある場合はハヤミ資料提出いただいてヒアリング随契障壁材ですのでその点も認識した上でまた事務的に御連絡いただければと思います。
1:04:48	はい、承知いたしました東京支社も伸び悩んでございますが、ちょっと東京支社を通じましてもうスクラビング何系統について調整をさせていただければと思います。
1:05:00	ほかに何かある方おられました。
1:05:03	規制庁の古作です。課題としてをもっていただけなかったのを改めて思って。
1:05:11	再処理の用語の定義ですとか、
1:05:14	付則を正しく确实とか、
1:05:18	もう少し
1:05:20	課題として発言したつもりです。
1:05:25	情報として文部ながらよく考えている。
1:05:30	はい、表現のハヤミでございます。ちょっとすみません、ちょっとしまして申し訳ございません。今言われた点につきましても、系統ヒアリングの中で、CAPEご説明させていただきたいと思います。
1:05:47	規制庁田尻です。他にないようであればこれでヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。
1:05:55	ありがとうございました。ありがとうございました。
1:06:00	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。